

# 小売電気事業の健全な競争を実現するため対策

## (内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築)

2023年6月27日

資源エネルギー庁

# 本日も議論いただきたい内容

- 小売電気事業の健全な競争を実現するため対策（内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築）に関連して、前回の小委員会においては、主に以下のような御意見をいただいたところ。
  1. 長期の卸取引を含むポートフォリオ形成の強化
    - ✓ 需要家との契約期間をどう考えるか。
    - ✓ 信用力や小規模事業者に対する配慮に関してより丁寧な議論を行うべき。
    - ✓ 長期契約の量について、（個社の）目標を設定することは競争環境を歪める可能性がある。
  2. 小売電気事業者間の競争をより促進する卸取引の条件設定
    - ✓ 価格の影響への懸念等について、事務局はより丁寧な説明をした上で、議論を深めるべき。

➤ その他の意見

  - ✓ アンケート（※）は電気事業者の特性に応じて、ある程度類型化して分析すべき。  
（※）2023年2月14日から同年3月17日に実施した「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査」（前回小委の資料5-1、5-2を参照。）のこと。本資料においては、以下「アンケート」と記載。
- こうした御意見を踏まえ、更にそれぞれの論点について、深堀を行ったため、その内容について、御意見をいただきたい。

# (参考) 第62回小委員会 (5月30日) 意見概要

## ●：岩船委員

- ・ アンケートについて、需要家数など特性に分けて、ある程度類型化した上での分析があると良い。
- ・ 広域運用が望ましいというのはそのとおりだと思うが、地域格差がこれだけある中で、エリア制限を緩めると、規制料金への影響が大きくなるのではないかと懸念がある。

## ●：松村委員

- ・ 競争を促進するため、転売規制など3つを取り上げ、それぞれ一定の問題があるとして、それが本当に合理的かと提示いただいたことには感謝。
- ・ 他方で、理解できない点もいくつかあった。転売禁止と購入上限について、特に購入上限については、信用保証との関係で一定の合理性があるというのは尤もだと思うが、市場支配力が指す意味がわからなかった。更にエリア制限について、電気のフローと記載があるがこれも意味するところがわからなかった。最終的に消費者に直結する価格がどうなるのか、安定供給がどうなるのかというのは、本来的には、どれくらい発電されて、どれくらい電気が消費されるかによる。つまり、需要量と供給量にだけ依存して決まるはず。このため、どの小売電気事業者がいくらかの量を、どこかの時点で抑えたということとは無関係なはずである。この点において大量に購入した場合、市場支配力があるということだが、たしかに発電事業者であれば、発電しないと意思決定し、供給量を減らすことで、価格を上げることがあるかもしれないが、小売電気事業者のうち、特定事業者が多くの卸供給を押さえたとしても、普通の財と異なり在庫を持つことが極めて難しい電気の場合には、最終的には市場にでてくることになるはず。仮に権利だけを持っていたとしてもスポット市場の前までに権利を行使する必要があるはず。その場合、行使されなかった供給力との差分は、発電事業者によってその扱いを自由に決められるはずで、そうだとすると、需要との関係で、発電量は変わらないはずである。市場にでてきてしまえば、適当な価格が形成されるので、買い占めたとしてもその事業者は大損となる。特定関係事業者が買い占めたことで、卸取引にアクセスできないという問題が発生したとしても、その後のスポット市場でアクセスができる。こうしたことから、価格支配力の行使は電気の世界においては相当限定的なはずである。以上より、資料の記載は、電気の特性が踏まえられていないのではないかと懸念は的外れだと思ってしまう。また、電気フローについても、おおまかには需給と供給の話だけなので、どうしてそこに影響が及ぶかというのは、もっと書き下してもらわないとわからないと思う。
- ・ 競争制限的な条件があり、その結果として、競争メカニズムが働かず、最終的な小売価格が高止まりすることがあれば、すべての事業者が潤ったとしても、消費者にとっては不利益となるので、アンケートの結果としては「問題ない」のだとしても、それは異なるということは忘れてはいけない。
- ・ 岩船委員のご指摘について、規制料金への影響というのは具体的に何を懸念されているのか教えていただきたい。たとえばA地域が安く、B地域が高い場合、AからBに電気がわたるとすると、A地域の規制料金が上がるのではないかとということか。そうだとすると、ご存じかと思うが、発電事業者として他のエリアに売った場合、それは他市場収益となり、マイナス原価になるので、本来ならA地域の規制料金価格は更に下がる方向で影響が出るということになると思う。

# (参考) 第62回小委員会 (5月30日) 意見概要 (続き)

## ● : 村松委員

- 調達が必要家との契約とミラーになっている。長期卸契約となると、需要家との間でも長期契約が締結されていることが前提となるが、現在多くの小売電気事業者はそういう契約は持っておらず、1年契約が基本となっていると思う。この場合、需要家との契約期間を超えた部分の取引は、小売電気事業者のリスクとなってしまふ。とはいえ、これは一面だと思うので、長期契約が選択できる環境整備は好ましいものだと思う。しかし、仮に一部の長期契約を希望する小売電気事業者の意見を採用して、発電、小売双方に長期契約の目標を設けるようなことがあれば、それは逆に競争環境を歪める可能性もあるのではないかと懸念する。
- 長期契約をする際に、売る側が与信を求めるのは当然だと思うが、小売電気事業者の中には体力がないような社もあって、そういったところは長期契約を希望してもとれない。このように望んだとしても結局一部の事業者しか長期契約をとれないのではないかという危惧もある。また、与信審査の内容というのは、機密情報なので公表されなと思う。そうすると何が問題で落とされたのかわからないということになる。市場原則としては、あとは自助努力で頑張れということだと思うが、そこは小売側の置かれている状況も踏まえて丁寧に考えてほしい。
- 小売電気事業者の中でも、これらの条件について、問題ないという社と、問題があると回答した社がある。調達面で優位な方法が確保できている社は、調達の組み合わせができるので、こういった規制が1つや2つあっても問題ないと回答しているということだと思う。規制をはずした場合の市場へのインパクトを考えて、全体として適当かを考える必要がある。あわせて、トレーディング事業者は、同じ次元で論じるべきではない。この点は整理してほしい。取引手法のあり方について、手法というよりも、内外無差別な卸取引の実現が重要だと思う。例えば、ブローカーを経由した取引が透明性があるといっても、抛出された範囲は内外無差別だったとしても、その前に自社分なりを確保していたら、アクセス機会が同じというわけではないので、こういうことがないように、アクセス面はよく見てほしい。

## ● : 松橋委員

- 内外無差別の判断は難しい。入札だから内外無差別ということでもないと思う。特に規模の小さい小売電気事業者に配慮して検討いただきたい。
- 市場が複雑化しているが、その中には理論的な動きをしていない面があると思う。理想的な市場運営になってない中で、今回の規制がそれらにどのような影響を与えるのかわからないが、まずは、原理原則がどうなっているからこういう整理にしているのだと行政の側から説明、示してほしい。規制をなくすことがすべて正しいとは思わないが、理想的な状況ではない中でその理由はきちんと整理してほしい。

## ● : 大橋委員

- 長期契約については、市場取引の参加者が自発的に取引をした結果として生まれてくるものだと思うので、そもそも外からはめていくものではないと思う。この点は村松委員のご指摘のとおり、直接的にはめていくとハレーションもあると思う。考えるべきは、長期契約が促されるような事業環境を整備することである。発電と販売が離れていって、発電が販売のことを考えられなくなった中で、長期契約を増やしたり、維持したりするためには、販売側のインセンティブ設計が重要であるという点は、賛成。
- 他方で、長期契約の流動性を高めるという点で、大事なものは、小売電気事業者の売り先が確保されているということが大事。長期の転売先が決まっていたら良いが、そうでないと、価格のボラがあり、その長期のボラを先物など金融ヘッジするのは難しいので、量はコミットしても、価格が折り合うことが難しい。そうすると長期契約を維持するのは難しくなってしまうので、立論を見直して、しっかりした小売電気事業者を育てることが長期契約の確保には大事だと思う。

## ● : 大石委員

- どういう需要家と契約するかで小売電気事業者が何を求めるかが違ってくると思う。内外無差別は重要だが、あとは小売と需要家の問題であって、それで市場は変わるのではない。現在まではただ安いということだけを売りにして需要家を集めていたわけだが、昨今のエネルギー価格の高騰で、耐えられなくなって、退出したり、料金を大幅に上げたりする事業者がいることもあり、小売を育てていけないといけないうことが課題だと理解している。また、消費者にとって電力システムが複雑で、わかりにくくなっていると思うので、そのあたりの整理もいる。

# (参考) 第62回小委員会 (5月30日) 意見概要 (続き)

## ● : 岩船委員

- 松村委員からご指摘いただいたが、エリアと量の規制がはずれると、安いエリアの電源が他エリアに流出するため、少なくとも足下の規制料金を逆ざやにするということが影響としてあげられると思う。変更すれば良いというのはその通りだが、今回の規制料金値上げをみても、その変更には大きなタイムラグがある。規制があるということは柔軟には動けない。そういった中で、ドラスティックに構造を変えることは、影響が大きいのではないかとことを申し上げた。
- 連系線の容量を考えれば、西の中で、価格差が薄まるということだと思うが、具体的な事例をあげた上で、影響を事務局に整理いただきたい。

## ● : 谷口オブザーバー

- アンケートについては、岩船委員のご指摘のとおり、類型化やクロス集計なども含めて課題の深掘りをお願いしたい。
- 資料6について、懸念事項の検討整理は重要。その上で、小売電気事業者には安定供給に必要な供給力の確保が義務づけられている中で、挙げていただいたような制限を設定することは、小売電気事業者の仕入れ価格の制約につながるものであるとともに、結果として、広域でのメリットオーダー活用による需要家へのメリットの毀損にもつながるものと認識している。また、松村委員のご指摘のとおり、エリア制限は、旧一般電気事業者の供給区域に配慮した競争制限としても捉えられる。このため、更に課題の棚卸しをし、需要家へのメリットを踏まえた競争環境の整備をお願いしたい。与信は必要だと思うが、そのための手法について特定の手法に限定することは、競争上の課題にもつながりかねないと思うので、こういう点も含めて議論してほしい。

## ○事務局 :

- 今回いただいたご意見を踏まえて、次回に向けて練っていきたい。考えが及んでいないところもあったと思うので、この点については精緻化を進めたい。
- 需家家との契約期間についてご指摘があったが、過去、違約金をもうけて需要家を縛るというのは、例えば携帯でも問題となっていたと思うが、需要家の目線からすると、切り替えやすさも重要な点だと思うので、必ずしも長期契約を促していくことだけが解ではないのだと思う。そういった中で、調達のポートフォリオをどう考えるかというところが肝だと思う。

- 1. 長期の卸取引を含むポートフォリオ形成の強化**
2. 小売電気事業者間の競争をより促進する卸取引の条件設定
3. 長期卸の販売の進め方

# 今回の議論（民間事業者の長期の卸取引の促進）の意義

- 長期の卸取引の意義について、第61回電力・ガス基本政策小委員会（2023年4月27日）では、以下について、示したところ。
  - 【発電】安定的な電源維持・投資や、長期での燃料調達も含めたバランスの取れた燃料調達の観点からは、長期取引も含めたバランスの取れたポートフォリオの構築が求められる。
  - 【小売】スポット市場の価格に応じて拡大・縮小を繰り返すような形ではなく、長期を見据えて安定的に事業展開を行う小売電気事業者を増やすには、短期的な電源調達でなく、長期的な取引も含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築が小売電気事業者にとって求められる。
- 国全体としてのS + 3 Eの達成は、こうした民間事業者の取組のみに依存するものではなく、CN化の動きも相まって、様々な制度や措置を組み合わせた対応を進めているところだが、同時に、電力システムの各構成要素について、**電力の自由化の下でも、民間事業者の取組の改良を進めることも重要。長期の卸売りについて、現状存在する発電と小売の間での認識のギャップを埋め、活性化させていくための方策をご議論頂きたい。**

## (参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

- 2016年の小売全面自由化においては、広域メリットオーダーや新電力の電源調達の手続きの円滑化等の観点から卸電力市場における取引の拡大が競争活性化策における大きな柱であった。2013年から開始した大手電力の余剰電力全量の限界費用入札に加え、小売全面自由化以後においてグロスビディング、間接オークションの導入など施策を講じた結果、スポット市場の取引量は総電力需要に対し、2%から40%程度に上昇し、価格も低廉に推移。また、新電力は多くの電気をスポット市場から調達し、それを低廉な価格で需要家に販売することで、新電力のシェアは20%以上に上昇した（資料3を参照）。
- 但し、2020年度冬期のスポット市場価格の高騰や海外情勢の変化による燃料価格の高騰によるスポット市場価格の高騰等もあり、2021年半ば頃から、特高・高圧を中心にシェアが下落。市場高騰の中で、事業停止や退出、急激な料金値上げ等を行う事例も見られた。スポット市場に過度に依存した形での電源調達におけるリスクが顕在化した。
- また、2019年頃までのスポット市場の流動性の拡大と市場価格の下落もあり、電源投資や長期契約での燃料調達の不透明性が拡大し、結果、供給力の安定的な確保に関する課題も生じたところ。
- 一方、卸電力市場における取引拡大のための施策に加えて、電源アクセス環境の整備を一層進める観点から、常時BUの他、2019年度にベースロード市場を開設し、2020年度から大手電力による内外無差別な卸売りに関するコミットメントなどの施策を進めてきたところ。これらの施策を通じて、大手電力から新電力への卸売り（※1）は2020年度に300億kWh程度だったものが、2022年度（見積値）は800億kWh程度に増加した。また、内外無差別な卸売りに関しては、相対取引に加え、オークション形式の取引やブローカー経由の取引等、様々な取引形態が出現。この評価については、今後、電力・ガス取引監視等委員会において、フォローアップがなされる予定であるが、電源アクセス環境自体の改善は、進んできているものと考えられる。  
（※1）通常の卸取引に加え、常時BUやベースロード市場での取引を含む。

## （参考）論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備（続き）

- 一方、内外無差別な卸取引における契約期間は1年ものが大宗を占めている点や、転売禁止の条項やエリア需要を持つ小売電気事業者のみへの販売など、いくつか検討すべき論点も出てきているところ。
- また、スポット市場の価格に応じて拡大・縮小を繰り返すような形ではなく、長期を見据えて安定的に事業展開を行う小売電気事業者を増やすには、短期的な電源調達でなく、長期的な取引も含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築が小売電気事業者にとって求められるのではないか。また、発電事業者にとっても、安定的な電源維持・投資や長期での燃料調達も含めたバランスの取れた燃料調達の観点からは、長期取引も含めたバランスの取れたポートフォリオの構築が求められるのではないか。
- 上記観点から、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためにどのような施策が考えられるか。とりわけ、大手電力が電源の大宗を占めている現状において、電源アクセス改善のために、取引のプロセスや条件、期間等はどうあるべきか。
- また、長期取引を含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築を、より透明性や公正性を高くして行う観点から、発電・小売事業の運営上の規律や仕組みなど、その在り方はどうあるべきか。

# 発電・小売間の長期卸と需要家との小売契約期間との関係

- 小売電気事業者にとって、卸の購入期間（及び価格・量）と小売の販売期間（及び価格・量）が対応関係にあることは、小売電気事業者のリスクヘッジの観点からは、一定の有効性が認められる。なお、供給電力に占める長期卸の割合によって、その効果は変動すると考えられる。また、国際的な燃料価格に電力の価格が大きく影響を受ける場合は、電力の長期価格と短期価格には正の相関が認められるが、国内での再エネ等の火力以外の電源の発電量を含めた需給の状況によっては、燃料価格以外の要因で電気の価格が変動しうることには留意が必要と考えられる。
- 小売の長期契約については、自由料金の中で設定は可能である。この長期契約は、価格の安定性（結果として、割安か割高かは、将来の燃料や電力のスポット市況による）という付加価値を提供するものと想定されるため、需要家によるクリームスキミングが生じないよう、途中解約に対して、独占禁止法との関係でも合理的な範囲で、一定規模の違約金を設定することが想定される。
- 対事業者（特高、高圧、低圧の一部）の電力小売では、違約金の額が合理的な範囲である場合には、卸電力の調達構造の変化に応じて、需要家の選択肢を拡大するものとして、電気事業者・需要家間の合意により、長期契約が選択され得るのではないか。
- 他方で、対消費者では、消費者政策として一般的に契約からの離脱のしやすさが重視されており（特定商取引法には、特定継続的役務提供という類型があるように、長期ロックインは消費者にとって警戒されるべき類型と考えられる。また、消費者契約法には、解除に伴う違約金等についての制限が設けられているほか、消費者の解除権の行使を制限する契約条項は場合によっては無効となると解されている。）、途中解約の違約金付き長期契約は、必ずしも推奨すべきものとは言えないのではないか。

## 発電・小売間の長期卸と需要家との小売契約期間との関係（続き）

- 仮に、長期卸により調達した供給力を、専ら長期小売契約を締結した特高・高圧向けに割り当てるとすると、長期卸の低圧への寄与は無くなり、低圧向けには、主に1年以下の短期卸を割り当てることとなる。
- しかし、低圧向けを含む調達電源全体のポートフォリオにおいて一定の長期卸を組み込むことは、量と価格の「安定」にとって、一定の有効性があると考えられる。小売電気事業者の戦略によるが、低圧領域の需要見通し（歩留まり）の想定を行う小売電気事業者にとっては、合理的かつ競争に資することが考えられる。一方で、Take or Pay（転売による差損含め）のリスクをどの程度受容できるかに判断が左右されることが考えられる。
- そもそも、長期卸の調達意思を持つかどうかは、その小売のビジネスモデルにも依存すると考えられる。例えば、他社と伍しつつ、一定のシェア（需要量）を継続的に確保することを目指すような事業者は長期卸の調達を通じた事業の安定化への動機が強いと考えられるが、短期的な取引における調達価格と売値の値差収益を主眼とする（電源確保状況に応じて販売量を減らす等、需要側を柔軟に調整する）ようなビジネスモデル（※）では短期取引により集中する傾向がある、と考えられるのではないか。  
（※） なお、小売電気事業者が短期取引等による過度なリスクを抱えることにより、需要家に悪影響を与えることは好ましくないため、需要家保護の観点から、これまで告知ルールの強化など小売電気事業の規律確保や小売電気事業者にリスクマネジメントを促す措置（リスクマネジメントガイドライン等）等を講じてきたところ。
- いずれにせよ、どういう電源をどういう期間・量・価格で調達し、それをどういう期間・量・価格等のメニューで小売りするかは、小売電気事業者のビジネスモデルや戦略に依るところであり、その競争力は、需要家の選択によって判定される、ということ自体には変わりはないと考えられる。

# 信用力

- 前提として、重要なのは機会や条件の内外無差別である。他方で、特に長期卸においては、**信用力は、実質的な購入可能性と密接に関わり**、注意を要する論点であると考えられる。なお、信用力については、過去の取引実績についても重要な考慮要素の一つだと考えられる。
- まず、ビジネス一般的には、信用力については、当該企業の競争力や将来的な収益力と表裏一体であると考えられる。したがって、信用力そのものに作用する措置を政府が講じることは、競争条件を歪めるおそれがあることに留意が必要である。なお、中小企業向けには、信用力強化のための信用保証制度が措置されている。
- **長期卸については、ある程度大きなシェア（需要量）に対して継続的に電力小売を行う事業者のみならず、比較的小規模な新電力含め、小売電気事業者に対する、幅広い購入機会が重要**であると考えられる。そのためには、信用力そのものに作用する措置ではなく、**例えば、最低購入単位の引下げ（※1）や信用担保方法の種類（※2）の拡大等により、交渉機会を幅広く保ち、取引実績を積み重ねていくことが重要ではないか。**

（※1）スポット市場、ベースロード市場の最低入札単位は100kW。一方、「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査」においては、この入札単位よりも大きな単位で最低購入単位を設定している例もあった。なお、最低購入単位の引下げに当たっては、市場取引と相対取引の商品特性の違い（画一的な商品が売買される市場に対して、相対取引はより柔軟な商品設計が求められ得ること、等）や相対契約の取引管理の実務負担等には配慮する必要があるか。

（※2）例えば、保険や、保証金やグループ会社や金融機関による保証状の差し入れ、電気料金債権などを担保に取る、等が考えられるか。また、小売電気事業者の支払い能力の確認のため、当該小売電気事業者の電力需要等を参考に卸売りの量を考慮することは否定されないが、それに大きな重み付けをすること等は競争制限的と考えられ、信用力の担保方法を幅広く認めることが重要である。

# (参考) 電力・ガス取引監視等委員会の確認項目 (与信関係)

## (H.)与信評価・取引実績評価に係る確認項目 (案)

- 23年度相対卸の各社スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）において、**価格以外の評価基準として、与信評価と取引実績評価が存在した。それぞれ自社小売に有利な評価基準を設定していなかったか**について、特に重要な確認項目とする。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準 (例)	○評価基準 (例)	×評価基準 (例)
H 与信評価・取引実績評価	14★	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	15	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	-	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例は確認されなかった	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例があった
	16★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	17★	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていなかったか	与信評価・取引実績評価以外に、価格以外の評価基準は存在しない。または、その他の評価基準は存在するが、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた

# 目標量の設定

- 前回の小委員会では、「恣意的な目標値は競争環境を歪めるのではないか」との指摘があったところ。同様の指摘は、過去、燃料調達や小売電気事業者のヘッジ取引の活性化について議論された「卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会」においてもあったところ。
- **発電事業者・小売電気事業者ごとに本来望ましいポートフォリオには差があるはずであり、誤った義務的な一律の水準を設定すると大きな非効率を生む可能性や、それを恐れて低すぎる水準とした場合に期待した効果が得られない可能性があるのではないか。**
- 他方、アンケートの結果のとおり、発電事業者と小売電気事業者には長期の希望量について認識のギャップがある。そのような中で、長期の卸売りを促進するためには、発電事業者が今後募集しようと考えている長期卸の規模に関する共通認識も重要。そのため、**想定している長期卸での全販売規模を、各発電事業者に対外的に提示（※1）させる方法も考えられるのではないか。（※2）**

（※1）なお、その事業者の電源構成や市況等によって、望ましい長期の卸売量は変わり得ると考えられる。そのため、あくまで小売電気事業者の予見性を向上する参考値としての提示であり、実際の売り出し量や小売電気事業者との契約量にコミットするものではない、という位置づけで整理する形が良いか。

（※2）この対外的な提示量や実際の長期の卸売契約量などを踏まえ、必要に応じて、将来的に、日本全国の長期契約に関する何らかの目安（例えば、簡易な計算ではあるが、総発電量（kWh）に占める火力発電の割合が7～8割、このうち仮に9割程度を長期契約とした場合は、6～7割となる。）と比較・モニタリングすることも考えられるか。

# (参考) ②2か月前までの確実な燃料調達 (検討方針③) : 小売電気事業者のヘッジ取引の促進

第51回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年6月30日) 資料5-1より抜粋

- 小売電気事業者は、経済的なインセンティブに加え、計画値同時同量義務を確実に遵守する観点から、あらかじめ相対契約や先物取引といったヘッジ取引を行っている。もっとも、現状、確実な燃料調達を小売電気事業者にとってのヘッジ取引のインセンティブや先物価格のシグナルだけで担保することは困難。
- そのため、例えば、**下表のような対策を通じて、小売電気事業者のヘッジ取引を更に促す**ことが考えられる。

①	②
リスクヘッジ等の取組の内容について、公表を求める  (公表内容例) <ul style="list-style-type: none"><li>● リスクヘッジの方針や計画、ヘッジ取引の割合等</li><li>● ストレステスト(②を参照)の結果</li><li>● 安定的な電気の調達日数の評価結果(※)</li></ul> (※) 需要の30%を1年契約、70%を前日市場依存の場合、110日(=30%×365日+70%×1日)と評価。日数が長ければ、安定的な調達を行っていることとなる。	ストレステスト(※)を通じて、小売電気事業者によるヘッジ取引を促す  (※) 現在、小売電気事業者が自社の体力に見合わない調達ポートフォリオを組み、倒産等が発生することを防止し、需要家の利益を保護する観点から、小売電気事業者に対して、ストレステストを実施することを検討しているところ。ストレステストについては、現在、電力・ガス取引監視等委員会において具体的な検討をすることとされている。

※勉強会においては、対応策として、「自社需要に対して一定割合以上の先物取引や相対契約の締結によるヘッジ取引を義務付ける」といった内容についても議論が行われたが、以下のような慎重な意見も多く存在。

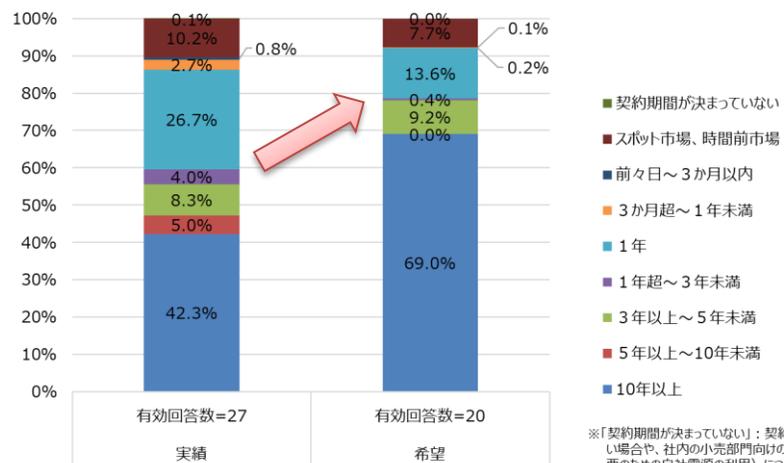
- 義務付けは慎重に考えるべき。
- 義務の水準の設定が難しい。誤った水準を設定すると大きな非効率を生む可能性や、それを恐れて低すぎる水準とした場合に期待した効果が得られない可能性が存在。
- 小売電気事業者によるヘッジの方法としては、需要家との間で卸市場価格連動の料金を設定するといった方法もあるため、そのような事業者にヘッジ取引を義務付けるのもおかしいのではないかと。

# (参考) 発電事業者の販売に関する契約期間の希望

第60回電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年3月29日) 資料6-1より抜粋

## (2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像 (電気の販売先)

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり**。発電事業者はより長期の契約を望んでいることが分かる。

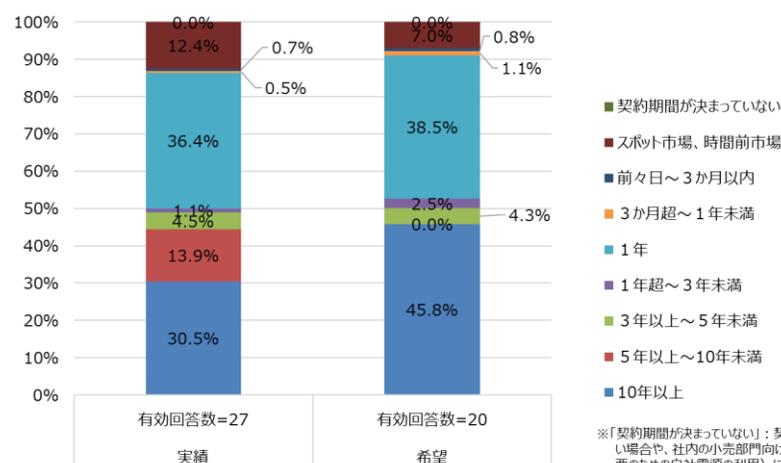


※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

10

## (2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像 (電気の販売先)

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を各社の2021年度の発電実績 (kWhベース) で加重平均した結果は以下のとおり**。



※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

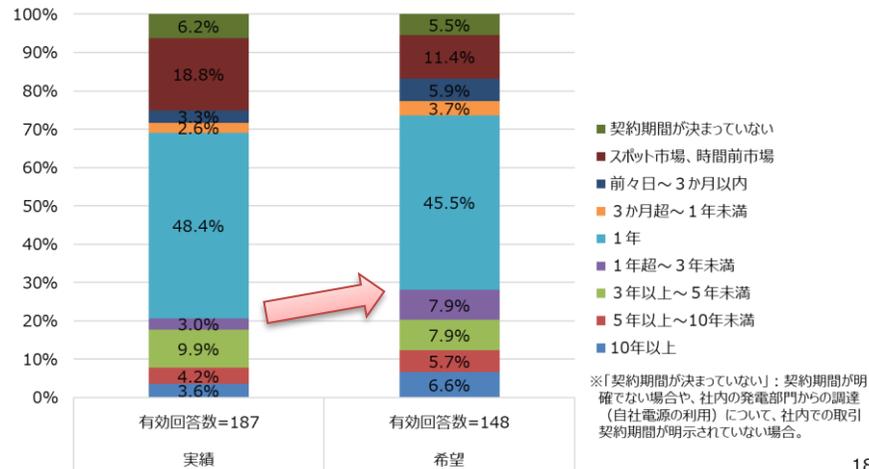
11

# (参考) 小売電気事業者の調達に関する契約期間の希望

第60回電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年3月29日) 資料6-1より抜粋

## (2) 電気の調達に関する全体像 (2) - 1 : 電気の調達先

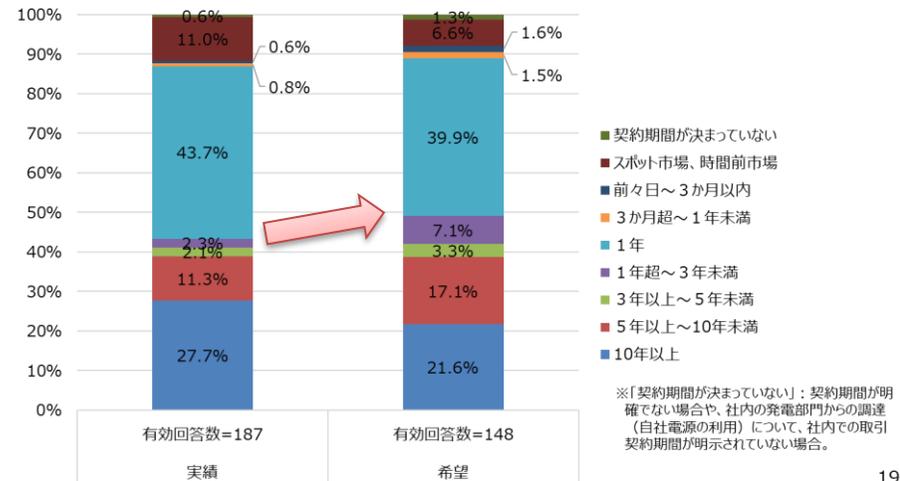
- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**した結果は以下のとおり。現在の契約よりはやや長期の契約を望んでいることが分かる。



18

## (2) 電気の調達に関する全体像 (2) - 1 : 電気の調達先

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を各社の2021年度の需要実績 (kWhベース) で加重平均**した結果は以下のとおり。



19

# アンケートに関する追加的な分析（次ページ、次々ページ）

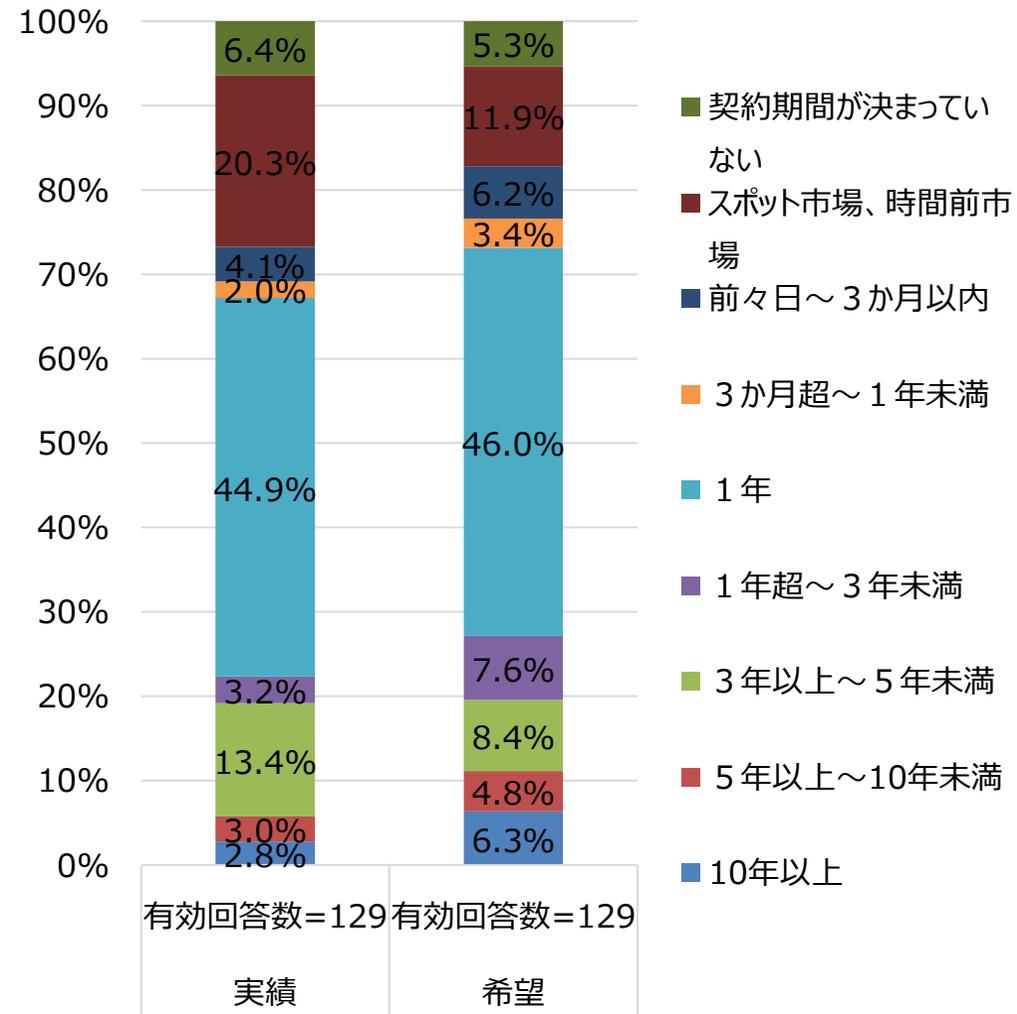
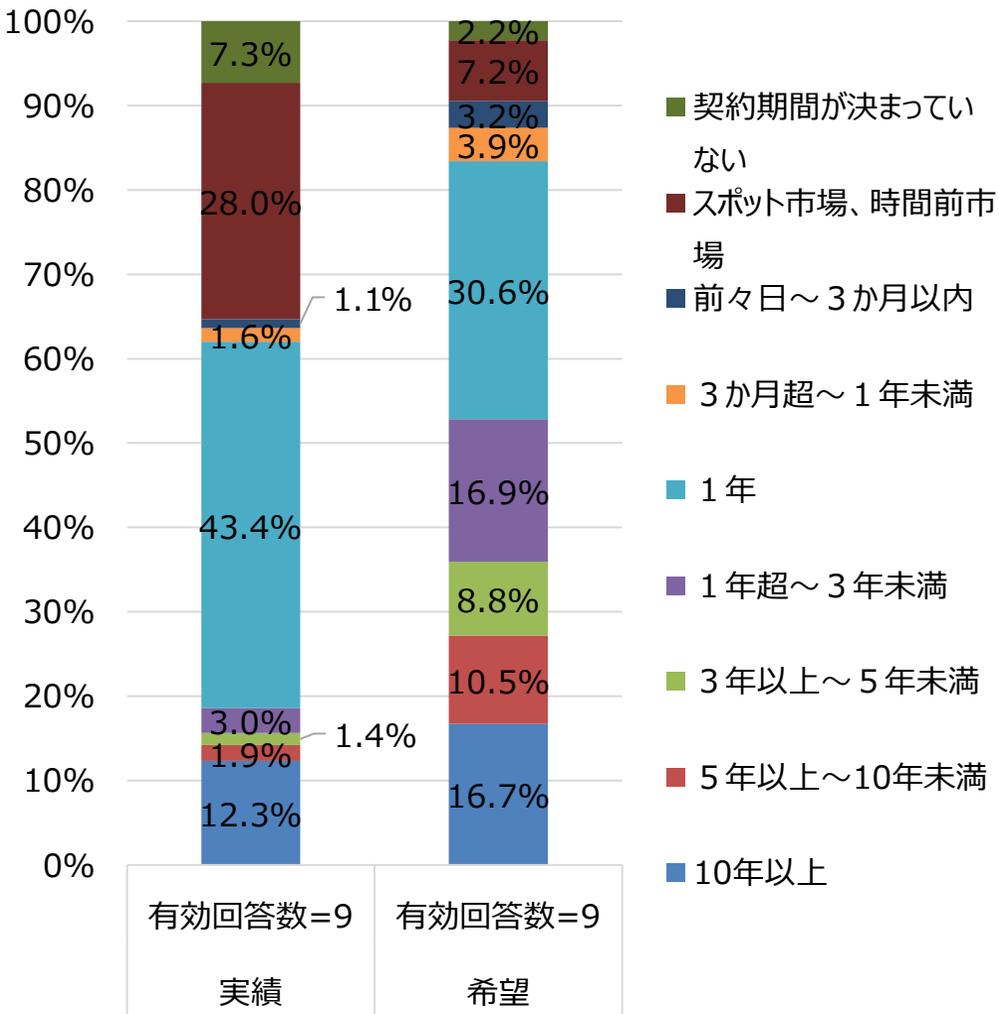
## <分析の前提>

- 小売電気事業者の回答結果を分析。
- グラフは単純平均したものであり、各社の回答を需要で加重平均したものではない。
- 実績と希望が両方とも有効回答である回答のみ抜粋し、グラフを作成。
- 新電力は旧一般電気事業者と資本関係がある事業者（みなし小売電気事業者を除く。）も含む。

# 新電力：全国シェア0.5%（約42億kWh／年）で区分け

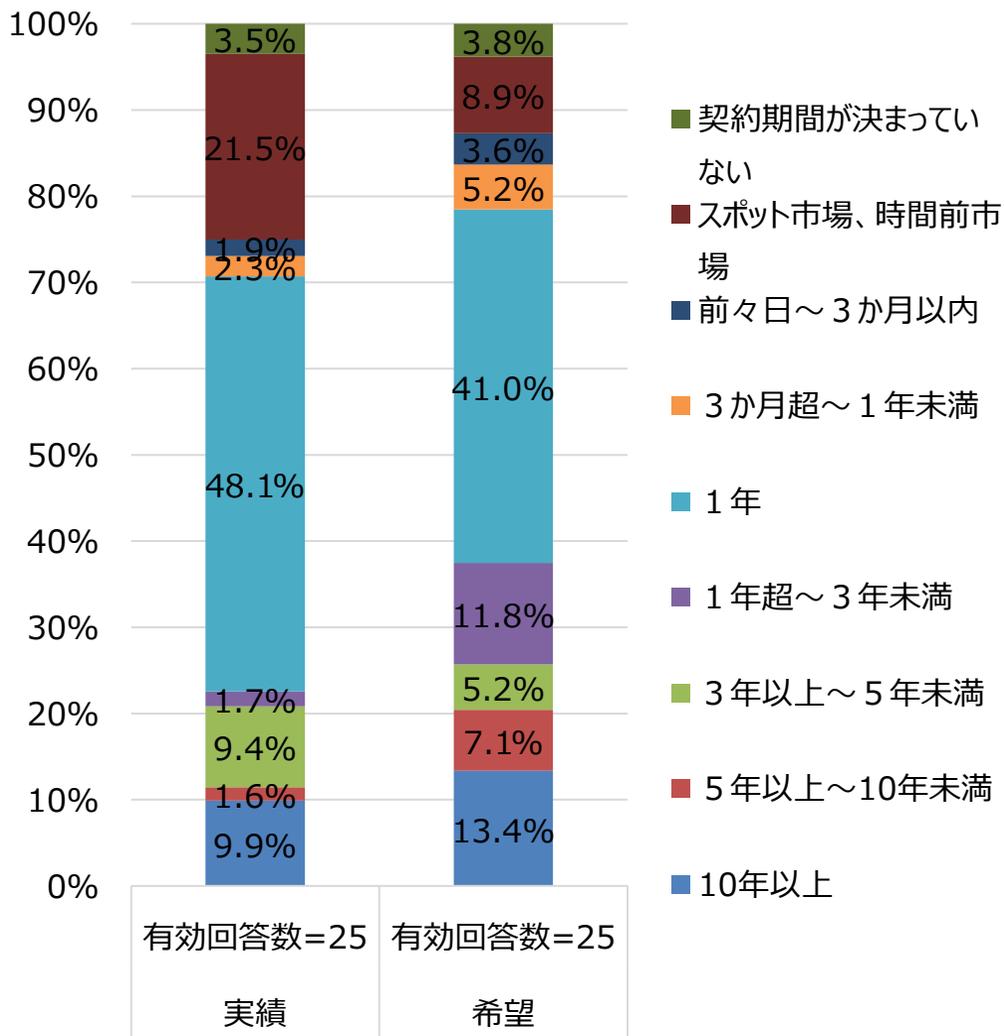
## 全国シェア0.5%（約42億kWh／年）以上の新電力

## 全国シェア0.5%（約42億kWh／年）以下の新電力

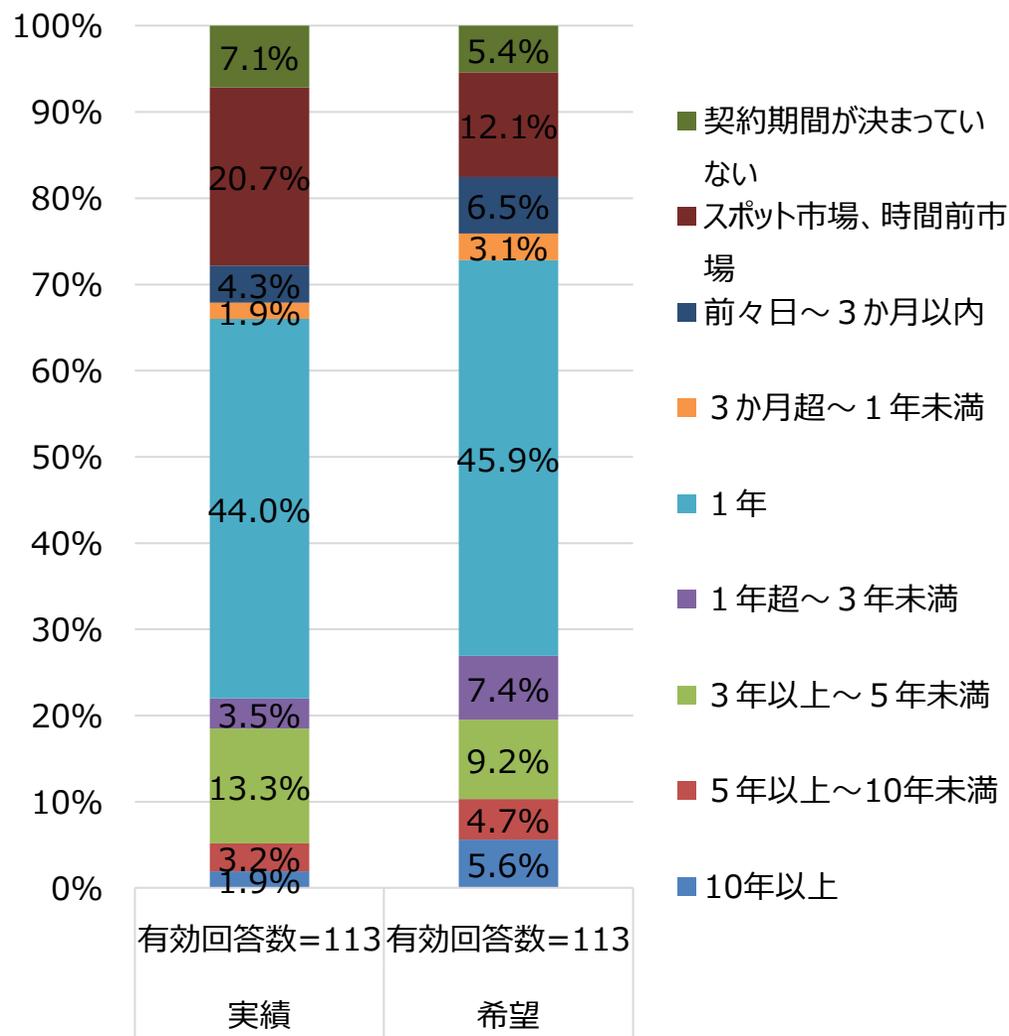


# 新電力：全国シェア0.1%（約8億kWh／年）で区分け

## 全国シェア0.1%（約8億kWh／年）以上の新電力



## 全国シェア0.1%（約8億kWh／年）以下の新電力



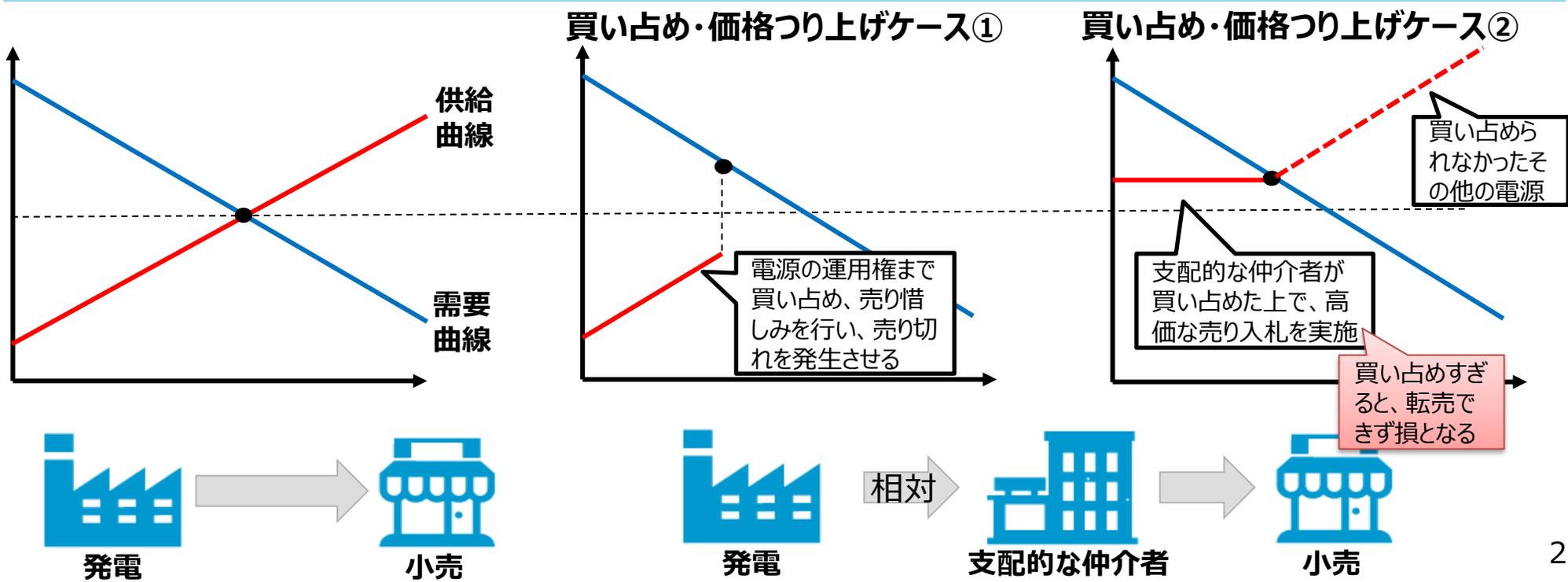
1. 長期の卸取引を含むポートフォリオ形成の強化
2. **小売電気事業者間の競争をより促進する卸取引の条件設定**
3. 長期卸の販売の進め方

# 卸取引における条件設定と影響

- 現在行われている卸取引において、一部のエリアでは、次のような条件が設定されていることがある。
  - 転売禁止
  - 購入（応札）可能量の制限
  - エリア外への供給の制限
- これらについては、どれも取引に一定の制限をかけているものであり、それによる競争制限効果を有していると考えられるため、少なくとも新規契約分については、**基本的には解除** **することが**、発電事業者の販売**機会の拡大**（小売電気事業者の購入機会の拡大）や、スポット市場を含む**セカンダリ市場の厚みの増加**（発電事業者・小売電気事業者双方にとってのヘッジ機会の拡大）等、**競争のより一層の促進のためには重要であると** **考えられる**。
- 一方、**解除することによる費用・料金面での影響や懸念等の留意点**についても考察の上、**緩和が必要なもの**について検討することも必要ではないか。

# 費用・料金面への影響①：支配的な事業者の買い占め・価格つり上げ

- 自社需要以上に際限なく電気を発電事業者から購入することを認め、かつ、その電気の転売を許容した場合、極端な例ではあるが、全国単一市場の電力市場において、資本力が非常に大きい特定の電気事業者が転売を目的に買い占めを行い、その結果、**論理的には、市場価格のつり上げが発生する可能性が存在。**
- 一方、このような価格のつり上げを行いつつ、利益を出すには、①他の安い電源が市場に出ないようにするため、電源の運用権も含めて、買い占めを行った上で、買い占めた電源の売り惜しみを行ったり、②実際の需要（転売先の候補となり得る小売電気事業者が抱える調達先未定の需要）と同量の電気だけ買い占めを行う（一方、電気を余剰して買い占めてしまうと、転売できないため、買い占めを行った事業者の損となる）等、かなり限定的な条件が整った時のみであり、**現実的には発生可能性は極めて低いと考えられるか。**
- なお、万が一、上記のようなつり上げが発生した場合は、適正な電力取引についての指針（令和5年4月1日、公正取引委員会、経済産業省）における**相場操縦規制に従って対処することが考えられる。**



# (参考) 買い占め等に関する相場操縦規制

## (参考) 適正な電力取引についての指針 (令和5年4月1日、公正取引委員会、経済産業省)

### 第二部 適正な電力取引についての指針

#### II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

##### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### (3) 卸電力市場の透明性

##### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

##### ③ 相場操縦

卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと
- **市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと**
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）

上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。

- 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引
- 他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為
- 市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（**例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等**）
- 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
- **その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）**

# 費用・料金面への影響②：調達コスト・料金のエリア平準化

- エリア外への供給の制限を解除した場合、広域的な卸販売が促進され、発電事業者の販売機会が拡大（小売電気事業者の購入機会が拡大）し、競争のより一層の促進が期待される。
- 一方、エリア間の電源費用、ひいては小売料金の値差がなくなる方向での値動きとなり、以下の模式計算のように、Aエリアについては、少なくとも現状と比較すると高い調達コストになり、それが小売電気事業者の利益水準や料金水準に影響すると考えられる。こうした影響が一度に急激に生じないようにするため、一定の激変緩和が必要か。

## <下図の前提>

- ×が付いていない電源を中心に稼働させることを前提に、赤字の価格は×が付いていない電源を単純平均して算出。実際の卸価格はkWhの単純平均ではなく、固定費（kW単価）を織り込んだり、×がついている電源も含めて稼働率を踏まえて計算を行うことが想定されるため、あくまで簡単のために模式的に表した図や数値である。
- 中長期の卸売（年間販売等）を広域的に行った場合、Aエリアの電源の方が競争力があるため、より多く販売され、結果的に右図のような形になることが想定される。
- なお、中長期の卸売りが広域的に行われなかったとしても（左図）、スポット市場の断面では電源の差し替え等が行われ、連系線の制約には考慮が必要であるが、実需給断面では右図のような電源運用になることが想定される。

中長期の卸売（年間販売等）

### Aエリアの電源

10円/kWh 15円/kWh



20円/kWh 25円/kWh

平均15円/kWh

### Bエリアの電源

15円/kWh 30円/kWh



45円/kWh 50円/kWh

平均30円/kWh

広域  
販売

### Aエリアの電源

10円/kWh 15円/kWh



20円/kWh 25円/kWh

(+ 4円/kWh)

### Bエリアの電源

15円/kWh 30円/kWh



45円/kWh 50円/kWh

(▲ 11円/kWh)

平均19円/kWh

1. 長期の卸取引を含むポートフォリオ形成の強化
2. 小売電気事業者間の競争をより促進する卸取引の条件設定
3. **長期卸の販売と条件解除の進め方**

# 長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量販売すると、一部の特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数回の取引機会がある方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3～5年程度の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この各回の卸売ごとに解除していくこととしてはどうか（長期卸の残余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除）。
- 上記の考え方から、下図を軸となるイメージとしつつ、各社ごとの前提条件やニーズの違いに応じて、販売タイミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。

